

新たな都市計画区域マスタープランの要点

1. 都市づくりの基本圏域

広島県では 22 の都市計画区域を指定しており、都市計画区域ごとに中長期的視点に立った都市の将来像とその実現に向けての大きな道筋を明らかにする「都市計画区域マスタープラン」を策定しています。

本県の持続的な発展のためには、都市部だけでなく都市周辺地域も含む広域的な視点に立って都市づくりを進めていく必要があることから、都市計画区域を越えて強い結びつきのある一体的な地域（圏域）として「広島圏域」「備後圏域」「備北圏域」の 3 圏域を設定し、圏域を単位とした広域都市づくりを推進します。あわせて、都市計画区域マスタープランより市町マスタープランの対象範囲が広域である状態を解消するため、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定します。

現行マスタープラン

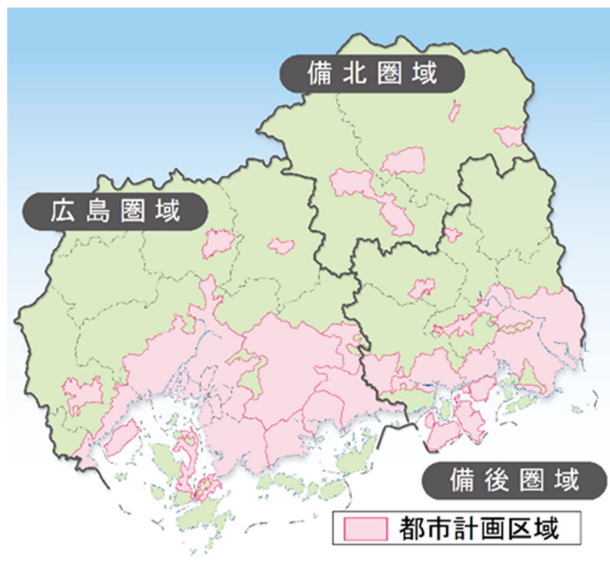
22 区域

広島圏	東広島
竹原	宮島
安芸津	江田島
川尻安浦	音戸
千代田	吉田
河内	佐伯
備後圏	上下
因島瀬戸田	
本郷	世羅甲山
御調	
三次圏	東城
庄原	西城

新たな都市計画区域マスタープラン

3 圏域

広島圏域	広島圏、東広島、竹原、宮島、安芸津、川尻安浦、江田島、千代田、吉田、河内、佐伯、音戸
備後圏域	備後圏、因島瀬戸田、上下、本郷、世羅甲山、御調
備北圏域	三次圏、東城、庄原、西城



2. 目次構成の比較

現行マスタープラン	
第1章 基本的事項	
第1節 広島県の都市づくりの目標	
第2節 広島県における都市計画区域マスタープラン策定に当たっての考え方	
第3節 策定の対象範囲	
第2章 都市計画の目標	
第1節 広域的な位置づけ	
第2節 都市の将来像と都市づくりの基本目標	
第3節 将来都市構造	
第3章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
第1節 区域区分の有無	
第2節 区域区分の方針	
第4章 主要な都市計画の決定の方針	
第1節 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針	
第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定の方針	
第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定の方針	
第4節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針	
第5節 歴史・景観に配慮した都市計画決定の方針	

新たな都市計画区域マスタープラン	
第1章 基本的事項	
第1節 都市計画区域マスタープランの役割・位置づけ	
第2節 都市づくりの基本圏域	
第3節 圏域設定の考え方	
第4節 策定の対象範囲	
第5節 目標年次	
第2章 広島県における都市の目指すべき将来像	
第1節 広島県の都市を取り巻く課題と潮流	
第2節 広島県における都市の目指すべき将来像	
第3章 都市計画の目標	
第1節 圏域の現状と課題	
第2節 圏域の目指すべき将来像	
第3節 都市計画の目標	
第4節 将来都市構造	
第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針	
第1節 区域区分の判断基準	
第2節 区域区分の有無	
第3節 区域区分の方針	
第5章 主要な都市計画の決定の方針	
第1節 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針	
第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定の方針	
第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定の方針	
第4節 安全・安心な暮らしに関する都市計画決定の方針	
第5節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針	
第6節 歴史・景観に配慮した都市計画決定の方針	
第7節 住民主体のまちづくりに関する方針	
第6章 各都市計画区域における課題と方針	

3. 主な記載事項

第1章 基本的事項

都市計画区域マスタープランの位置づけ、圏域設定の考え方やプラン策定の対象範囲等の基本的な事項について記載。

【目標年次】令和12年（概ね20年後の将来を見据えつつ、今後10年間の都市計画の目標を示す）

第2章 広島県における都市の目指すべき将来像

人口減少、災害の激甚化、デジタル技術の進展、新型コロナ危機に伴う「新しい生活様式」への対応やイノベーションへの期待の高まりなど、広島県の都市を取り巻く課題と潮流を踏まえて、目指すべき5つの将来像を記載。

5つの将来像：**コンパクト+ネットワーク型の都市** **活力を生み出す都市** **魅力あふれる都市**
安全・安心に暮らせる都市 **住民主体のまちづくりが進む都市**

第3章 都市計画の目標

各圏域における現状と課題を分析し、5つの将来像ごとに設定した都市計画の目標、拠点配置とその連携を示した将来都市構造図を記載。

デジタル技術やデータなどを最大限活用して、生活サービスの維持向上に努めること、クリエイティブな人材や産業を呼び込むまちづくりでイノベーションを促すこと、都市と自然が近接する広島県の強みを活かし、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出を図ることなどを目標設定。

第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

線引き設定の有無と、線引きを設ける際は目標年次における概ねの市街化区域面積を記載。

第5章 主要な都市計画の決定の方針

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・持続可能な都市を目指し、市街地の無秩序な拡大抑制、まちなか居住の促進等の方針を記載
- ・住宅地、商業地、工業地といった主要用途の配置の方針等
- ・歩行空間の拡大等による、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出について記載

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・道路、港湾、河川、砂防などの都市施設の整備方針
- ・新たに加えた砂防施設の整備箇所を含む、概ね10年以内に整備する主要な都市施設を記載

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業などの活用に関する方針や事業箇所を記載

第4節 安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針

- ・災害リスクの高い区域の土地利用制限、建築物の耐震化等による災害に強い市街地形成の方針等

第5節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・公園・緑地の整備方針や、新型コロナ危機を踏まえた近隣公園等の一層の充実について記載
- ・緑の基本計画の策定促進や風致地区の指定などに関する方針

第6節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

- ・地域資源を活かして地域ブランドを確立させるため、伝統的建造物群保存地区や景観地区などの都市計画決定の方針を記載

第7節 住民主体のまちづくりに関する方針

- ・エリアマネジメント等の取組支援、まちづくりに関する情報提供や人材育成などの方針

第6章 各都市計画区域における課題と方針

各都市計画区域について、広域的位置づけや課題、第5章に示す圏域全体の主要な都市計画の決定の方針を踏まえた各方針の特記事項を記載。